

千葉市立海浜病院臨床検査適正化委員会設置要綱

(目的)

第1条 千葉市立海浜病院における臨床検査の質の向上及び臨床検査業務の適正かつ円滑な運営を図るため、千葉市立海浜病院臨床検査適性化委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について審議し、院長に報告する。

- (1) 臨床検査の精度管理に関すること。
- (2) 臨床検査業務の改善に関すること。
- (3) 臨床検査委託業務の運営に関すること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、臨床検査全般に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 診療局長
- (2) 臨床検査科技師長
- (3) 臨床検査科主査
- (4) 臨床検査技師（数名）
- (5) 事務長補佐
- (6) 看護師
- (7) 臨床検査業務受託者

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長1名を置く。

- (1) 委員長は、診療局長をもって充てる。
- (2) 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- (3) 副委員長は臨床検査科技師長をもって充てる。
- (4) 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会は、委員長が原則として年2回これを招集する。ただし、委員長は、必要なときに臨時に委員会を招集する事ができる。

- (1) 委員会が必要と認めるときは、委員会に委員以外の出席を求め、説明または意見を聴く事ができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、診療局臨床検査科において処理する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年7月30日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年10月1日から施行する。